

奈良県手話言語条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十七号

奈良県手話言語条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 手話の普及等（第九条―第十八条）

附則

手話は、物の名称、抽象的な概念等を手や指の動き、表情等を使用して視覚的に表現する言語であり、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図るために必要な言語として使用されている。

わが国の手話は、ろう者の集団で生まれ、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。ところが、明治十三年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議された。それを受けて、わが国でもろう教育では口話法が用いられるようになり、昭和八年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。これにより、ろう者は口話法を押し付けられることになり、ろう者の尊厳は著しく傷付けられてしまった。

その後、平成十八年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の非音言語を含むことが明記され、憲法や法律に手話を規定する国が増えている。また、明治十三年の決議も、平成二十二年にカナダのバンクーバーで開催された国際会議で撤廃されており、ろう者が手話を大切にしているとの認識は広まりつつある。

わが国においても、平成二十三年に改正された障害者基本法（昭和四十五年法律第十四号）において言語に手話を含むと規定され、平成二十六年には障害者の権利に関する条約が批准された。

奈良県では、平成七年に、全国に先駆けてろう学校の幼稚部にろう者の教諭を配置し、幼児期からの手話及び手話による教育に取り組むとともに、以降、ろう学校全体において、手話による教育を推進してきた。

また、平成二十七年三月には、言語に手話を含むと明記した奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例（平成二十七年三月奈良県条例第七十号）を制定し、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことができる社会の実現に取り組んでいるところである。

さらに、平成二十九年秋には、全国で初めての試みとして、第三十二回国民文化祭と第十七回全国障害者芸術・文化祭を一体開催し、歴史と文化の豊かな蓄積を誇る日本文化のはじまりの地である奈良から、障害のある人となない人の絆を強く、文化の力で新たな関係をつくるという理念を全国に広く発信することとなった。

そこで、手話が、人と人が意思疎通を行い、互いを理解する主要な手段である言語との認識に立ち、県民の手話への理解を深めるとともに、手話の普及等により、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し、尊重し合うことができる社会を築くため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関し基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もって全ての県民が、聴覚障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、「ろう者」とは、聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

2 この条例において、「手話の普及等」とは、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。

（手話の意義）

第三条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。

（基本理念）

第四条 手話の普及等は、手話が、ろう者による情報の取得、意思の表示及び他人との

意思疎通の手段として必要な言語であるという基本的な認識の下に行われなければならない。

(県の責務)

第五条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市町村その他の関係機関等と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及等を推進するものとする。

2 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

(市町村との連携及び協力)

第六条 県は、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及等に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。

2 ろう者は、基本理念にのっとり、県の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及等に努めるものとする。

3 手話通訳者は、基本理念にのっとり、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及等に努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対してサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

第二章 手話の普及等

(計画の策定及び推進)

第九条 県は、障害者基本法第十一条第二項の規定による奈良県障害者計画において、手話の普及等に必要施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、奈良県障

害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

- 3 知事は、第一項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

- 4 知事は、毎年度、前項の実施状況を議会に報告するものとする。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第十条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、まほろばあいサポート運動の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるものとする。

- 2 県は、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする者が手話を学ぶことができるよう、手話に関する学習会の開催その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 3 県は、手話に関する研修を実施する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するものとする。

(手話を用いた情報発信等)

第十一条 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに取得することができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

- 2 県は、ろう者が手話をいつでも使え、手話による情報を取得することができる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者、その家族等の相談を行う拠点の支援等に努めるものとする。

- 3 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、及び円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、市町村その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(手話通訳者等の確保、養成等)

第十二条 県は、市町村と協力して、ろう者が地域において生活しやすい環境に資するため、手話通訳者その他の手話を使うことができる者及びその指導者の確保、養成及び手話技術の向上を図るものとする。

(学校における手話の普及)

第十三条 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒(以下「ろう児等」という。)が通学する学校の設置者は、ろう児等が、手話を学び、かつ、手話により学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう児等が通学する学校の設置者は、ろう児等及びその保護者に対し、手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

3 県は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、学校教育で利用できる教材の作成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第十四条 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(観光旅行者その他の滞在者への対応)

第十五条 県は、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が安心して滞在することができるよう、手話を使用しやすい環境の整備に努めるとともに、事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(ろう者等による普及啓発)

第十六条 ろう者及びろう者の団体は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第十七条 県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第十八条 県は、手話の普及等に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(奈良県障害者施策推進協議会条例の一部改正)

2 奈良県障害者施策推進協議会条例(昭和四十六年三月奈良県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第四条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の一条を加える。

(部会)

第四条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて協議会の決議とすることができる。